

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2026年7月1日
【会社名】	朝日印刷株式会社
【英訳名】	ASAHI PRINTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 朝日 重紀
【本店の所在の場所】	富山県富山市一番町1番1号 一番町スクエアビル
【電話番号】	076(421)1177(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 広田 敏幸
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市一番町1番1号 一番町スクエアビル
【電話番号】	076(421)1177(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 広田 敏幸
【縦覧に供する場所】	朝日印刷株式会社東京支店 (東京都台東区元浅草四丁目7番11号) 朝日印刷株式会社大阪支店 (大阪市北区中津六丁目3番11号) 朝日印刷株式会社名古屋支店 (名古屋市北区駒止町二丁目51番地の2) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第110回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、朝日重紀、広田敏幸、佐藤和仁、塚田 武、高田忠直、水波 悟及び鮎川裕美を選任するものです。

第3号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、在任中の取締役及び監査役に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を従来の当社規程に従い相当額の範囲内で打ち切り支給するものです。その支給時期は、各取締役及び監査役の退任時とし、具体的な金額、贈呈時期、方法等については、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任するものです。

第4号議案 取締役の報酬限度額変更の件

役員賞与を導入することに伴い、取締役の報酬額を「年額360百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）」とするものです。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬の一部変更の件

取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust）」について、取締役（社外取締役を除く。）に付与するポイント数の上限を変更するとともに、当社が信託に拠出する金額上限を廃止し、本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法を定めることとするものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	170,661	1,065	0	(注)1	可決 99.02
第2号議案				(注)2	
朝日 重紀	170,558	1,169	0		可決 98.96
広田 敏幸	170,664	1,063	0		可決 99.02
佐藤 和仁	170,503	1,224	0		可決 98.93
塚田 武	170,616	1,111	0		可決 98.99
高田 忠直	170,683	1,044	0		可決 99.03
水波 悟	170,567	1,160	0		可決 98.97
鮎川 裕美	170,668	1,059	0		可決 99.02
第3号議案	169,084	2,642	0	(注)1	可決 98.11
第4号議案	170,203	1,523	0	(注)1	可決 98.75
第5号議案	170,065	1,661	0	(注)1	可決 98.67

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上